

令和7年度エネルギーをシェアするまちづくり事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県は、令和5年度の都道府県別農業産出額が5,438億円と全国2位、令和4年度の漁業産出額は約770億円で全国5位と、全国有数の一次産品供給県である。特にハウス栽培を行っている野菜（ピーマン等）や果樹（マンゴー、パッションフルーツ等）の他、ぶり、かんぱち、うなぎ等の養殖魚は、全国でもトップクラスの収穫量を誇る。

一方で、これらの産業について、生産時においては、化石燃料やグリーンでない電力の使用が一般的であり、今後、多様な分野で温室効果ガスの削減が求められると想定される中、本県の主要産業である農水産業においても、温室効果ガス削減に資する脱炭素の取組を行っていく必要がある。

鹿児島県が誇る施設園芸や水産物等の農水産品について、生産時における燃料高騰対策や温室効果ガス削減の取組に着目し、再生可能エネルギー（以下、再エネ）等の活用により、経費節減やクリーンエネルギーによる商品のブランド化に繋げることで、エネルギー自給率向上やレジリエンス強化、稼ぐ力の向上に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

(1) 鹿児島県庁内ワーキンググループの出席

鹿児島県庁内関係課で構成されるワーキンググループに出席し、事業に関する説明、報告等を行う。（3回程度を想定）

(2) 先進事例の調査

脱炭素の取組（再エネの導入等）により、経費節減や農水産品のブランド化に繋がった事例等について調査を行う。

【調査項目例】

- ・ 脱炭素の取組（再エネの活用）により経費節減やブランド化に繋がった商品
- ・ 導入した再生可能エネルギー設備等
- ・ 再エネ等導入による効果、課題、対応策 等

(3) 脱炭素の取組に係る県内施設でのモデル的な導入に向けた課題整理

脱炭素の取組の将来的な事業者への展開を見据え、まずは県内施設でモデル的に導入することを目指し、主に県内施設で生産している農水産品（以下、県農水産品）の品目について、現状分析や脱炭素の取組に当たっての課題等を整理する。

- ・ 県農水産品の県内での生産状況、生産量等の整理
- ・ 県農水産品の販売先からの脱炭素等の取組みに関するニーズ把握
- ・ 県農水産品の生産から輸送、販売の過程におけるCO2排出状況の整理
- ・ その中で特に生産過程におけるCO2排出状況について詳細な現状分析
- ・ 上述した調査を踏まえ、本事業における目標設定 等

(4) 報告書の作成

(1) ～ (3) の業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。

- ・ 業務報告書：全体版／概要版 各3部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

3 履行期限

令和8年3月6日（金）

4 委託業務の実施等

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー対策課と協議し、決定すること。
- (3) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (5) 本事業は、国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」を財源として実施する予定の事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。

5 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

6 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担におい

て一切を行うものとする。

7 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記4の履行期間の終了後においても同様とする。

8 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと

9 検査

受託者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

10 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切

の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。